

第12回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 平成30年2月9日(金曜日)

午後 1時 1分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 2時39分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 平成30年度組織編成について

(2) 中核市移行について

2 出席委員(23名)

委員長	須田 浩和 君	副委員長	高倉 富士男 君
委員	綿引 健 君	委員	堀江 恵子 君
委員	土田 記代美 君	委員	田中 真己 君
委員	中庭 次男 君	委員	鈴木 宣子 君
委員	大津 亮一 君	委員	小泉 康二 君
委員	木本 信太郎 君	委員	栗原文 隆 君
委員	黒木 勇 君	委員	田口 米蔵 君
委員	小川 勝夫 君	委員	渡辺 政明 君
委員	五十嵐 博 君	委員	伊藤 充朗 君
委員	安藏 栄 君	委員	内藤 丈男 君
委員	袴塚 孝雄 君	委員	松本 勝久 君
委員	福島 辰三 君		

3 欠席委員(3名)

委員	飯田 正美 君	委員	田口 文明 君
委員	高橋 丈夫 君		

4 委員外議員出席者(1名)

議長 村田 進洋 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻 充 君	副市長	秋葉 宗志 君
市長公室長	武田 秀 君	国体推進局長	小嶋 いつみ 君
政策企画課長	長谷川 昌人 君	国体推進課長	大久保 克哉 君
総務部長	荒井 宰 君	総務部参事 兼人事課長	田中 誠一 君

行政改革課長	川 上 悟 君	中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君
財 務 部 長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 林 光 宏 君
財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君	資 産 税 課 長	亀 井 俊 道 君
市民協働部長	鈴 木 吉 昭 君	市民協働部 参事兼防災・ 危機管理課長	篠 原 勤 君
生活環境部長	川 上 幸 一 君	環 境 課 長	林 栄 一 君
衛生管理課長	渡 邊 徳 子 君	ごみ対策課長	武 田 和 馬 君
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大 曾 根 明 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
福祉事務所 参 事 兼 福祉総務課長	小 山 忠 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保 健 所 準 備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
産業経済部長	小 田 木 健 治 君		
建 設 部 長	猿 田 佳 三 君		
都市計画部長	村 上 晴 信 君	都 市 計 画 部 技 監 兼 市 街 地 整 備 課 長	坪 貴 之 君
下水道部長	白 田 敏 範 君		
消 防 長	根 本 一 夫 君		
水道事業者 水 管 理 者	檜 山 隆 雄 君	水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君
水道総務課長	梶 山 哲 君		
教 育 長	本 多 清 峰 君	教 育 部 長	七 字 裕 二 君
教育部参事	川 俣 智 君	教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	鈴 木 秀 樹 君
教育部参事兼 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 功 君	総 合 教 育 研 究 所 長	萩 谷 孝 男 君
教育企画課長	三 宅 修 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	議 事 課 長 補 佐	加 藤 清 文 君
書 記	武 田 侑 未 子 君		

午後 1時 1分 開議

○須田委員長 お疲れさまです。

定足数に達しておりますので、ただいまから第12回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、飯田委員が体調不良のため、田口文明委員、高橋委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告申し上げます。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、平成30年度組織改正について、執行部から説明願います。

川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、報告事項1、平成30年度組織編成につきまして、行政改革課提出資料の特別委員会資料①に基づきまして、御説明をさせていただきたいと存じます。

資料②は組織の見直しに伴う事務分掌をまとめた資料でございますので、あわせてごらんになっていただければと存じます。

まず、資料①の表紙を返していただきまして、1ページをごらん願います。

平成30年度の組織機構の見直しに当たりましては、まず、項目の1番に記載してございますとおり、時代の変化等に即応した簡素で効率的な組織、機構の編成を基本に、本市における行政課題の解決に向け、効果的な施策を推進するための体制を整備するとともに、事務事業執行の効率性や機能性に配慮しながら既存組織間の役割分担の見直しを図ることといたしております。

次の項目2番の組織の増減につきましては、まず、部及び局、こちらにつきましてはそのままでございます。

課につきましては2の増、室につきましては1の増、係につきましては3の増、施設数はそのままとしたところでございます。

それでは、順次各部ごとの見直し内容を御説明いたします。

2ページをごらんください。

まず、表の見方でございますが、こちら一番左側の現行の列が平成29年度の組織体制を、その右隣の改正の欄につきましては平成30年度の組織体制を示しております。

さらに、右側には改正内容と、あと、改正による効果等を記載しております。

なお、網がけ部分が今回の変更箇所をあらわしてございます。

それでは、まず、市長公室でございます。

国体推進課を廃止いたしまして、国体総務課と国体競技課を設置いたします。国体推進課にごございました競技係を廃止いたしまして、新たに国体競技課に宿泊輸送係、競技第1係、競技第2係を設置いたします。

なお、現在の国体推進課の定数は15名でございますが、新たな組織である国体総務課におきましては、19人の体制、国体競技課においては21人の体制といたしまして、全体で40人体制、25人の増を予定しているところでございます。

各係の機能につきましては、四角囲みの中に記載してございます。

まず、宿泊輸送係では、宿泊、輸送交通、医事衛生、警備消防を担ってまいります。競技第1係では、弓道やラグビーフットボールなど初めとした6種目の競技及び式典に関する事務を担ってまいります。競技第2係ではバスケットボールなどを初めとした5種目の競技及び式典に関する事務を担ってまいります。

効果等につきましては、一番右側の欄でございますが、総務、広報、ボランティア対応等を担当する国体総務課と宿泊輸送や競技を担当する国体競技課の2課に分割することによりまして、大会準備事務等の円滑な推進を図ることができるようになるものでございます。

特に、国体競技課は係を分割することによりまして、宿泊や医事衛生、輸送交通等の準備のほか、競技関係団体との調整を円滑に進めるようにできるものと考えております。

次に、3ページをお開き願います。

財務部でございます。

資産税課の土地係を廃止いたしまして、新たに土地評価係と土地調査係を設置いたします。

なお、現在の資産税課の定数は32人ですが、変更は行わない予定です。

効果等につきましては、土地評価事務と土地調査事務を分割することによりまして、事務の性質を踏まえた効率的な事務を執行することができるようになるものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

市民協働部でございます。

防災・危機管理課内に新たに原子力安全対策係を設置するものでございます。

なお、現在、課の定数は17人でございますが、新たな組織におきましては2人増の19人体制を予定してございます。

設置の効果等といたしましては、原子力安全対策係の設置によりまして、広域避難計画の策定の推進、それから有識者会議等の設置、運営など、原子力安全対策の強化を図ることができるものでございます。

5ページをお開き願います。

保健福祉部でございます。

国保年金課につきましては、健診医療係を廃止いたします。それに伴いまして、健診医療係で担っておりましたマル福事務を医療給付係へ、特定健診事務を保健センターの健康増進係にそれぞれ移管するものでございます。

また、新たに管理係を設置いたします。

さらに、国保給付係を医療給付係に名称変更いたします。

現在の課の定数は32人でございますが、保健センターへの事務の移管に伴い、1減となる予定でございます。

効果等といたしましては、健診医療事務を廃止いたしまして、マル福事務を医療給付係へ、特定健診事務を保健センター健康増進係に移管することで、より効率的に事務を執行できるようになるものでございます。

また、管理係の設置により平成30年度からの国保制度の改正、こちらにも円滑に対応することができるようになるものでございます。

さらに、健診医療係からマル福事務の移管に伴う医療給付事務を医療給付係に集約するため、効率的に事務を執行できるようになるものでございます。

次の5ページの下段をごらんください。保健センターについてでございます。

新たに地域医療対策室を設置いたします。

なお、現在、保健センターの定数は33人ですが、全体として2増とする予定でございます。設置の効果といたしましては、医師の確保や医療機関への支援を図るため、医療機関の開設支援や修学資金支援など地域医療対策の強化を図ることができるようになるものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

都市計画部でございます。

市街地整備課につきましては、内原駅南口周辺地区整備事務所を設置いたします。

なお、現在、市街地整備課の定数は20人です。

課全体の事務の増減を勘案いたしまして、定数はそのままとなる見込みでございます。

効果等といたしましては、内原駅の橋上駅舎化や南口広場の整備など、内原駅南口周辺地区の整備の推進を図ることができるものでございます。

7ページをお開き願います。

水道部でございます。

水道総務課についてでございますが、工事管理係を契約管理係に名称変更いたします。定数について変更はございません。効果等といたしましては、水道部内の物品及び工事の契約事務をこの新しく名称変更する契約管理係に移管しまして、効率的に事務を執行できるものでございます。

8ページをごらんください。

教育委員会でございます。

まず、学校教育課についてでございます。

まず、学校教育課を廃止いたします。それに伴いまして、新たに学校管理課と学校保健給食課を設置いたします。新たに設置する学校管理課には学校管理係及び学事係を設置します。あわせて、小中学校も移管してまいります。

また、新たに設置する学校保健給食課には管理係を設置し、学校給食共同調理場を移管いたします。あわせて、学校給食共同調理場の下に給食係を設置いたします。

新しい課の機能につきましては、この改正の下の四角囲いにございますとおり、学校管理課につきましては、教職員や児童、生徒に起因する学校事故への総括的な対応を行うため、教職員に関する事故対応を教育企画課から、学校施設に関する事故対応を学校施設課から、児童、生徒に関する事故対応を総合教育研究所から集約するものでございます。

あわせて、県費負担教職員の人事管理事務を教育企画課から移管するものでございます。

学事係につきましては、現在の事務をそのまま移管するものでございます。

新たに設置する学校保健給食課学校給食共同調理場給食係におきましては、これまで担ってきた小中学校の給食に加えまして、幼児教育課から幼稚園、保育所の給食事務を移管してまいります。

なお、学校教育課は現在の定数が89人でございますが、学校管理課を75人、学校保健給食課を11人としてまいる予定でございます。2課合計として86人で、全体として3減になります。

効果等といたしましては、学校管理課の設置によりまして、学校事故対応の一元化を図ることができるとともに、県費負担教職員の事務を集約化することで、効率的に事務を執行できるようになるものでございます。

また、学校保健給食課の設置によりまして、小学校、中学校、幼稚園及び保育所の給食事務を集約いたしまして、幼児期から一貫した食育指導やアレルギー対策を図ることができるようになるものでございます。

9ページをお開きください。

幼児教育課についてでございます。

これまでの幼児教育係、保育所係及び認定・収納係を、新たに運営管理係、入園入所係及び施設給付係に見直してまいります。

なお、幼児教育課の現在の定数は17人としております。来年度は変わりありません。

効果等につきましては、市立施設の運営事務全般を担う運営管理係、それから入園入所の受け付けや保育料の収納等、市民の皆様と直接関係のある事務を担う入園入所係、それから、民間施設に対する助成等の事務を担う施設給付係に役割機能を見直すことによりまして、幼稚園、保育所等事務の効率的かつ効果的に執行できる体制になるものと考えております。

最後に、中央図書館についてでございます。

内原図書館は、来年度から指定管理者による管理が開始されるため、組織を廃止するものでございます。現在、内原図書館の職員は全て中央図書館との兼務であるため、内原図書館廃止による定数の減はございません。

平成30年度行政組織の編成に係る資料の説明は以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら、発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 来年度に学校保健給食課ができるわけでありまして、この中で学校給食費は昨年度から徴収が一元化されました。この中で滞納世帯は児童手当から天引きということがありまして、昨年は671件、徴収額は654万円ありました。今回の学校保健給食課の設置によって、さらに一層取り立て強化のための部分もあるのかということで、特に効果についてはアレルギーについて対応するということですが、そういう狙いもあるのか、お聞きしたい。

それから、あと一つは小学校の給食単独実施校で調理実施業務が民間委託されております。こういうのもさらに進めていくのか。要するに、小学校の学校給食をさらに民間委託を進めていくための今回の課の設置なのか、お答えいただきたいと思います。

○須田委員長 一応、行政組織の見直しのうちの効果等ということで確認でしょうから、答弁を願います。できる範囲で結構です。

○須田委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 ただいまの中庭委員からの御質問にお答えいたします。

このたび、学校保健給食課のほうを設置いたしましたけれども、こちらのほうは現在、小学校の給食調理は自校で、学校教育課が基本的に管理している、中学校は学校給食共同調理場が管理している、保育所、幼稚園は幼児教育課が管理している、3つの組織で管理している給食事務について集約することで効果的、効率的な……

○須田委員長 三宅課長、質問はそれによって、徴収がふえるという狙いがあるのか、そういう効果も出てくるのかということですから、それだけ、ないならないで、あるならあるで。

○三宅教育企画課長 今回は子どもたちの安全安心な給食を行うということが大きな目的でございますので、そういう意図はございません。

○須田委員長 ほかにありませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 国民健康保険が今度、県のほうに移管されたという中で、国保の管理係と医療給付係という係が2つに分かれるんですね。これは逆に、簡素化という形の中ではどうなのかなというふうに思うんですが、このふやした意味がここの脇に書いてあるんですけれども、ちょっと理解し切れないので、行革でどんな話でこんなふうになったのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 それでは、ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

管理係を新たに設置する趣旨ということになるろうかと思うんですけれども、管理係では国保給付係が所管してきた庶務事務、それから、国民健康保険の企画事務を引き続き担当していくことになります。

また、平成30年度から国民健康保険の運営主体が市町村から茨城県に移管することに伴いまして、移行時期であることから専門的な組織を設置する必要があるということで、今回、係の数をそのまま変わらずという状況になったものでございます。

○須田委員長 ちょっと申しわけありませんけれども、質問者が答弁の声が聞こえなくて、苦勞しているそうなので、お静かに願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。

今、言われたその管理係の話なんだけれども、国民健康保険の徴収事務だけになるわけだよ、今度ね。医療の支払いは県がやるわけだよ。そういった中では、逆に言うと、その専門的な知識が今までなかったということになっちゃう。分けることによって、専門的な知識がどうのこうのという説明、今しましたよね。

ちょっとその意味合いがよくわからないんだけど、もう一度いいですか。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 国保の移管の部分ですね。

国保がこのたび広域化することに伴いまして、県が運営主体となってまいります。県が示す標準保険料率というものがございまして、それを参考に市の税率が毎年改正になるんですけれども、その税率を決定する際には収納率とかがんの検診受診率、商工部門との連携等、保険者努力支援制度として課されておまして、

特別交付税に大きな影響がございますことから、こちら市の中でも取り組みを推進する必要があります。

それに従いまして、管理係を新たに設置する必要があると考えたものでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 言っていることはわかるんだけど、前段に言ったように収納事務は水戸市がやる、当然ながら県から指名された積算も水戸市がやる。これというのは、今までもやっていたわけですよ、今までも。今までもやらないで、ただ勝手に1人当たり幾らとか平等割3割で集めているわけじゃないので、それはやっていたと思うんですよね。それを今度は逆に言うと、県から示された数字で、水戸市が積算をし直して賦課しますよと、集めたお金は県に支払いますよ。今度は医療とか何かについては県が一括して各請求のあったところに支払いますよという、そういうシステムになったので、逆に言うと、今まで水戸市がそれを全部やっていたわけだよ。事業主体が水戸市だったから。その仕事なくなったということになると、逆に言うと、今までその積算とか何かというのは今までやられていなかった、適当な数字でやっちゃっていたという話になっちゃう。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 積算はもちろんやっておりましたが、これまでは毎年、税率について改定を行っていなかったものが、今後は毎年改定をするということで、そういったところで事務が増加するということでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 せっかく出てきたんだから、これはこれでいいけれども、一般的に考えると、権限が移譲して県が統括してやりますよ。支払い義務も省けますよ。こういうことになると、逆に言うと、今の行革という考え方からいくと、やっぱりその組織が小さくなるのが普通だと思うんですよ。それを人数がふえる、ふえないは別にしよ、係を細分化するということに果たしてどれほどの効果があるのかなと、この辺が疑問になる。税率改定については、それは毎年やるということにはなっているけれども、そんなに県で毎年毎年数字変わるわけじゃないでしょう。

そうすると、水戸市の財政の中で集まったお金、それから要するにその収納率向上したお金、こういったものが出てくると、当然ながらそこにはある程度のその余剰金という部分もできないわけではない。そういうふうな形になれば、当然、毎年毎年健康保険税が改定になるなんていうことは、逆に言うと、市民負担をあおっちゃうようなことになるので、これはやっぱりある程度の年限を我慢して据え置きという形に僕はなるのではないかと。そういった流れの中で、この組織の形が変わるということになると、果たしてその効果というのは、どこにどんなふうにあるのかなという疑問が生じているということだけ理解してもらえばいいです。

○須田委員長 ほかにありませんか。

福島委員。

○福島委員 1ページの組織の増減なんだけれども、行政機構改革というのは人減らしなんだよ。極端なことを言うとだよ。

けれども、ここに書いてあるでしょう。既存組織の役割分担の見直しと行政課題の解決に向けて効率的な

施策を推進すると、こう言うておいて、現実には課が87が89になって2課ふえて、室が12が13になって1人ふえて、係が248が251、3人ふえたと。

じゃ、ここで1つ質問したいが、本年度は何人やめるの。退職者は何人いるの。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 本年度の退職者は定年退職者が45人、それから勸奨退職者が5人、合計50人でございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 50人やめて新採は何人。

○須田委員長 田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度の採用の予定数でございますが、70名となっております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これ定数が合わないんじゃないの。

というのは、50人やめて70人採って、この法定数が3人しかふえないと。

そうすると、俺の頭の中、足し算やっても引き算やっても合わないんだ。

○須田委員長 説明もらえますか。

田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまの退職予定者ということで、定年と勸奨等の人数を答弁いたしましたが、そのほか、普通退職であるとか、再任用の満了者、そういった人数、そしてあと、定数の考え方というところを整理して、今回の採用人数となっております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 おまえ、俺のことばかりにしているのか。

何人やめるんだと聞いたら、そのほかに勸奨や何かいっぱいいるんだと言って。

○須田委員長 再度答弁求めます……

○福島委員 再度答弁よりもふざけんじゃないよ。何で、何人やめるんだと言ったら、いや、そのほかにいますと。私が聞いているのは何人やめるんだと聞いているんだよ。それを言ってよ。

それから、50人やめて70人入って、再任用は何人いるんだよ。

そうすると、物すごく、行革じゃないだろうよ。ブカブカドンドンで、どんどんふえていく話だろうよ、これ。何でそういう本当の話を議会に出さないの。全然これでは定数とこれ書いてある数字が合わないだろう。

委員長ね、資料としてだよ。来年度何人やめて、何人入る、それから、再任用が今何人いる、法定数が2,027人か、あれか。それ全部明確に資料を出してくれよ。これでは何が何だかわからないだろうよ。

○須田委員長 福島委員、答弁させますが、定数条例の事前審査ということに入っこないかという懸念がありますので、まず、口頭で説明でいいですかね。

○福島委員 事前審査なんかなるわけないだろうよ。何人やめて、何人採るといのは予定者だから、採用は。そうだろう。

じゃ、行革は何なんだと。人をふやすことが行革なのかと。

じゃ、質問しなきゃ言わないだろうよ。何人やめたって言ったら50人やめます。新採は何人だと言ったら70人採ります。そのほかにごちゃごちゃ言っていたけれども、じゃ、再任用は何人なんだと。そういう明確な数字を何で議会に言わないの。質問しなきゃ答えないの。おかしいだろうよ。ここに書いてあるこの表と全然数字が合わないだろうよ。

だから、ちゃんとはっきり言わないの。だから、極端なことを言えば、このブカブカドンドンのほかに、ここに臨時職員とか嘱託員とか、それから再任用とかいろいろいるんでしょうよ。そうしたら、総数は幾らになるか、それを明確にして、今度は行革というのはいくらに2課ふえますよということなんじゃないの。

〔「正式定数にかかわるのは勸奨と定年だけだから」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 いや、再任用も何も。

それは水戸市がお金を支払うんだから、無料ならいいよ。1円たりともおまえ、出費は議会の議決を要する。そういうものに対して明確に数字を出さなければ、本当に行革やっているの。行政改革だ、行革の質問しているのは何ら問題ないでしょうよ。

〔発言する者あり〕

○須田委員長 じゃ、田中課長お願いします。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問のうち、退職者数の見込みと、あと、採用者の人数を改めて御答弁させていただきます。

退職予定者の人数でございますが、定年が45名、そして再任用満了が17名、勸奨が5名、年度途中での退職等の普通退職が8名の合計75名がおやめになります。

そして、また、新規の再任用雇用、こちらが20名ございまして、そして、今回、採用予定者として70名というようなことで考えてございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、退職予定者が75名、そして、新採が20で90、そういうことになるんだ。だから、75やめて90人採用するというふうになるんだ。

○須田委員長 はい、田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 新規再任用として今回20名。

〔「20名の70だろうよ」と呼ぶ者あり〕

○田中総務部参事兼人事課長 そして、新規採用者ということで70名、合わせて90名となってございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、こっちの表を見て、今まで248が251人、この施設係、この中の変更は1つも144だけれども、増減表は3人しかふえないと、こういう数字で合うの。俺、一つも合わないんだけど。いや、俺が頭悪いといえは悪いんだけど、あんたら架空の数字が読めんだかしのれないんだけど。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの御質問にお答えします。

1 ページの項目 2 の右側に増減とございますのは、組織の数でございまして、職員の数ではございません。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これは何ら今までとは変わりはないと。部課が3つふえたと。けれども、職員はトータルで15人ふえたと、やめる人75で90だから。そうすると、このほかにあれはないの。再任用とかそういうものが。この新採の20に入っているの。

○須田委員長 田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 先ほど御説明いたしました20名、こちらが来年度新規で再任用で採用する予定者の数になってございます。

○福島委員 これ入れて90。

○田中総務部参事兼人事課長 はい、さようでございます。

○福島委員 最初に50とあなたが答えたのは何の数字なの。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 はい、すみません。

最初にお答えいたしましたのは、定年退職者の45人と勸奨退職者の5を足して、私のほうで50と答えてしまったものでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 私は難しい質問はしていないんだよ。やめるのが何人で、新しい人が何人だと聞いて。小学1年生でもわかる話なの。

そうすると、昨年よりも15人ふえるということになるの。90で15人。

○須田委員長 田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 退職予定者と採用の予定者の差としましては、おっしゃるとおり15名となっております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、組織の増減の表で各課係なんだけれども、ここに割り当て人数の表というのは出てこないんだ。来年度の職員定数の中でこの割り当て何人何人というのは。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 今回お示ししておりますのが、組織の改編の資料でございまして、組織を変える部分についての定数は先ほど口頭でも動きを御説明したところですが、組織の変更がないところでも定数の変更のある課がございまして、この資料に、今回資料の①の中で御説明している増減イコールその全体の定数の動きとはならないものでございます。

〔「途中説明の中で課ごとのやつは一応説明しているんだよね」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 いや、最後に。

来年度のこういう説明するときには明確な職員の配置図、それがあから、この課で何人定年になりますよ、やめますよ、だからここは何人補充しますよということになるんじゃないの。

まあいいけれども、次回にはそういうのはきちんと出してくれ、はい。

○須田委員長 ほかにありませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 さっきちょっと聞き漏らしちゃったのでお聞きしたいんですけども、中央図書館なんだけれども、この内原図書館が指定管理者になるということでしたよね。今まで12人体制だったね、中央図書館は。人数はどなの。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 中央図書館の定数は変わりございません。

○須田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 いわゆるこの内原図書館のほうがなくなるんでしょう。指定管理者になるんでしょう、内原が。そうすると仕事量が減ると違うの。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいま内原図書館には、今、休館しております中央図書館の人間が業務に当たっております。来年度4月に中央図書館が再オープンいたしますので、現在、内原図書館にいる職員は全てまた中央図書館に戻ってまいります。

○須田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、中央図書館12名体制でやるということですよ。行政改革というすばらしい理念のもとで、この再編の中で今回内原図書館がなくなって、こっちに戻るということになりましたよね、今の御答弁ですと。

そうすると、私がちょっと感じるのは、これは正職員ですよ、この12人は。そのほかに嘱託員とか臨時職員がたくさんいますよね。皆さんはこの行政改革を進めるに当たって、そこの1日の業務、1週間の業務、しっかり精査した上でこれやっているの。そういう再編をしているの。

要は、自分たちのテーブルだけの数字とか、また内容的にこれとこれが項目的にあるから、これをやらせればいいんだというような、いわゆるテーブルの上だけじゃなくて、しっかり見てくる必要があるんじゃないの。12名必要なんですか、これ本当に。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

このたび、先ほど嘱託員と臨時職員のお話でしたが、中央図書館の再オープンに際しましては、開館時間の延長を予定しておりまして、もちろんその一人一人のシフト、それから業務、そういったものを全て見直した上で嘱託員と臨時職員の定数を増としているところでございます。

そういった中で、新たにオープンする中央図書館の正職員の働き方についても精査したものでございます。

○須田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 指定管理者として指定されたところが、ほかの図書館をやっているよね。しっかり。むしろ、そういう部分とこちらが直営でやっている甘えがあってはいけませんということを言っているのよ。そうでしょう。何のためにこれ12人で同じ人数でやらなくちゃならないの。行政改革という旗印を掲げたならば、それなりの中の職務の内容を精査すべきじゃない。削減を求めるぐらいのそういう知恵を出させるべきじゃないの。全部、人数は大体割り当てて、やっていることは一緒です。延びたんです。

例えば、国体推進局みたいにそういう目の前に大きなハードルがあるというなら増員は当たり前ですよ。増員は当たり前だけれども、その反面、その内容等をよく精査して、この事業と効率的な機能的なことをやってもらおうそういうものを考えるならば、同じ12人というのには、ちょっと私は理解がいかないの、これは意見として述べておきますから、しっかりそういうところも見ていただかないと、指定管理者と2つあるという二重行政がそもそも間違いのもとなんだよ。その辺をしっかり受けとめて、もう一度よく内容を精査してもらいたいということを意見として述べておきます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 今も出ましたが、指定管理者にみんな指定すれば、それだけ市役所の職員の仕事は減るでしょうよ。それが、例えば、今言った12人が減ったとしても、今度は15人、定数がオーバーになっちゃうんだろう。そうしたら、この指定管理者に出すお金と、それから新採の、15人ふえたお金がどのくらい財政的にふえるのよ、これ。

我々議会としては、市民の立場としては少しでも経費削減、それから行革という名のもとに人減らしとかやらなければ、水戸市がブカブカドンドンでどんどんふえて、金ばかりどんどん出ちゃったら、これ潰れちゃうでしょうよ。

今回の図書館ばかりじゃなくて、全部の指定管理者に幾らかかっているのか。そうでしょう。今、水戸市が委託している指定管理者というのは全部で何人いるの、何カ所あるの。これ相当あるでしょう。そうしたら、その分、人が減らなきゃおかしいんだよ、普通から言えば。お金だってどんどんふえる、人もどんどんふえていく。こんなことを言っていたら、水戸市は破産しちゃうだろうよ。

その辺はどうなの、指定管理者はどのくらいいるの。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 すみません、ただいまの質問でございますが、指定管理者で今現在、何人分くらい職員が軽減されたかという御質問だと思うんですけども、すみません、ちょっと手元に資料がございません。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、逆に言えば、指定管理者に幾ら水戸市は金がかかっているか。仕事が減って、人が今度またふえたら、その分年間幾らかかるのよ。これ何十億円だと思うのよ。行革というのはそういう指定管理者に頼んだら、その分仕事なくなるんだから。円滑な人事管理ができると思うんだよ。それがどんどんふえていっちゃうという、一つも理解できないから次回にはそういう資料を全部出してちょうだい。

○須田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません、ちょっと表の見方の確認なんですけれども、1ページの組織の増減のところの一番下の表のところに施設というのがありまして、平成29年度、30年度と144とあります。注意書き

の4番に、施設は、課に所属する事務所等をいう、ということで、6ページ、都市計画部の中の内原駅南口周辺地区整備事務所というのは課に所属する事務所ということの捉え方でよろしいのでしょうか。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 内原駅南口周辺地区整備事務所につきましては、事務所でございますので、施設ではございません。

○須田委員長 ほかにありませんか。

田中委員。

○田中委員 先ほど図書館の体制の問題で議論がありましたけれども、市の図書館協議会でいろいろ議論を聞いておりましたが、指定管理者の管理している課に合わせて、開館時間を延ばしたり、休日の開館をふやしたりと、あるいは小中学校の学校図書館の新事業をサポートしたり、指定管理者管理間の蔵書の指示、マネジメント等々業務量がふえる中でもって、同じ数でいいのかという議論も現実にはあったわけですし、私は削減するような方向ではなくて、むしろ拡充していただきたいというふうに思っていますので、その点は意見として一言申し上げさせていただきます。

質問は、学校教育課の関係ですけれども、資料としては8ページと、事務分掌に関しては同じく8ページ、9ページにかかわることですけれども、今回、学校管理課というのをつくって、教職員の任免や免許状、あるいは学校事故に関することというふうになっておりますが、これまでなかった規定があえて事務分掌に加えられたわけですけれども、それほどまでに事故は実際多いのかどうかという現状をお聞きしたいと思うんですが、いわゆる施設敷地内でのけがとかということなのか、いわゆる学校事故というのはどういうものがあって、今回の改正によって、例えば効率的な対応だとか、効果的な対応ができるというふうに想定されているのかとは思いますが、その辺が具体的にわかりませんので、御説明をいただきたいと思えます。

それから、先ほど川上課長のほうから現行89人が86人、3人減るというお話がありました。

学校教育課そのものが非常に広範囲で多い事務量をこなしているなということで、感じておったわけですが、課が分かれるにしても減らしてしまって大丈夫なのかなというふうに思うところがあります。その辺のどの部分がそういう影響を受けるのかをあわせてお聞かせいただければと思います。

○須田委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えをいたします。

学校管理課の設置によりまして、教職員関係の人事管理、こちらのほうは現在、県費負担教職員参事の特命事項としてやっているものが組織として対応するものでございます。

学校事故の件数につきましては、県に報告するような大きな事故というのが今、水戸市で頻繁に起こっているというものではございません。

ただ、県内のほかの市でもございましたけれども、いじめによる自殺など大きな社会問題になるような事故、これを未然に防止するために早期に対応する体制、学校事故に対する報告の窓口を一元化して、速やかに対応する体制というものを整えていきたいと考えております。

もう一つ、学校管理課に移管した場合の定数の減の部分でございますけれども、こちらは学校に所属して

いる調理員，こちらのほうは調理員が退職した部分でございまして，退職した部分につきましては，民間委託ということを考えてございます。

○須田委員長 いいですか。ほかにありませんか。

中庭委員。

○中庭委員 端的に質問したいと思うんですが，今，さっき嘱託員や臨時職員の話が出ました。水戸市では嘱託員が643名，臨時職員が500名ということで，合わせて1,143人，37%もいると。特に臨時職員は一般事務で時給820円ということで非常に低賃金で官製ワーキングプアになっているという状況でありまして，今回，労働法の改正によりまして5年以上臨時職員，あるいは嘱託員などで働いている職員は今年の4月から職員の申し出によって，無期限雇用にしなければならないとしておりますが，水戸市の対応はどうかと。

水戸市は今，1年の雇用の場合は毎年3月に1カ月間雇いどめしちゃうんですね。そして，継続させないと。それを繰り返して，この無期限雇用というものを毎年毎年させないようにしているというような，法を盾にとって，臨時職員，嘱託員をどんどんふやして37%もいるというのが実態なんですけど，こういう無期限雇用，要するに臨時職員，嘱託員をやっぱりこのまま増大させてはならないと思うんですが，無期限雇用のこの労働法の改正によって，水戸市はどのように対応していくのか，答弁を求めたいと思います。

○須田委員長 それでは，平成30年度の行政組織の見直しについてということですので，その部分に関してはほかのステージでよろしく願いいたします。

〔「いやいやちょっと答弁」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 答弁も，だって，これ委員会に充てられた内容じゃないもの。

○中庭委員 働く職員をどんどん安く使っていいというものではないんですよ。

○須田委員長 その論議はよくわかります。よくわかりますが，行政組織の見直しについてという部分ですから。

○中庭委員 そのことについてどういうふうな対応をしているのかと，だからさっき福島委員も言ったでしょうよ。どんどん臨時職員とか嘱託員がどうかとかという話があったでしょう。だから，私はそれに関連して，聞いたんです。

○須田委員長 そういうふうな前提があったんですね。その前提なしにいきなりどうなんだというので総務環境委員会なのかなと思ひまして。

田中課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えします。

嘱託員，臨時職員の雇用ということでございますが，こちらについては今回の無期限雇用，そういったものの適用外となってございます。

以上でございます。

○須田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それでは，ないようですので，本件については終わります。

次に、中核市移行について、執行部から説明願います。

初めに、宮川中核市移行推進課長、お願いします。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市移行について、まず、総務部中核市移行推進課提出資料、中核市移行のスケジュールについて、御説明させていただきます。

スケジュールにつきましては、昨年8月にお示しさせていただきました水戸市中核市移行の概要から抜粋の上、修正を加えているものでございます。

全体の流れといたしましては、既に御説明済みですので、割愛させていただきますが、中段の大きな四角囲みがございますように、来年度、平成30年度に総務省、厚生労働省との協議資料の作成を進めてまいります。その中には、移譲事務や移譲項目などのさまざまな事項の記載が必要となりますが、中核市の移行年度である平成32年度の組織につきましても見込みの報告をすることになっているため、早い段階での組織の検討を進めてまいりました。

また、早期に体制の見込みをつけることで準備も円滑に進むものと考えております。本日、この後、その内容について御報告させていただくものです。

総務省、厚生労働省との協議の全体的な内容につきましては、今年の秋ぐらいを目安にその中心的な内容についてお示しさせていただければと考えております。

なお、実際の総務省、厚生労働省協議でございますが、これまで秋ごろを目安としておりましたが、県を通じまして、国との調整をとった結果、平成31年1月ごろの見込みとなっておりますので、その部分についても修正させていただいているものでございます。

また、右の欄に研修の状況を示させていただいておりますが、平成28年度までは対等相互交流を行ってまいりましたが、今年度から専門的な知識の習熟を目指して研修を始めておまして、来年度にはさらに人数をふやして実施する予定でございます。この件につきましても後ほど詳しく御説明させていただきます。

○須田委員長 次に、川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、中核市移行に係る平成32年度の組織編成案につきまして、行政改革課提出の特別委員会資料④、こちらに基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料④の参考資料といたしまして、A4判1枚の全体の概要図をつけておりますので、こちらをあわせてごらんいただければと存じます。

では、まず資料④、こちらの表紙を返していただきまして、1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、項目1番のこれまでの経過及び今後の予定でございますが、昨年5月に市執行部内におきまして、基本方針を策定いたしまして、6月に組織編成に係る各課への調整を行ったところでございます。その後、ヒアリングを行いまして、その調査結果をもとに10月に総務部案を取りまとめまして、11月に執行部内の調整を経て、内示したところでございます。

本日、組織案の報告を行いました後は、先ほど中核市移行スケジュールでも御説明いたしましたとおり、今回の案に基づき、中核市移行に向けた各種調整を進め、秋ごろに再度当委員会を開催して、国への協議内容を事前報告した上で総務省、厚生労働省との協議に進んでまいります。

次に、項目2番の中核市移行に係る平成32年度の組織編成に当たっての基本的な考え方でございますが、

中核市移行に係る平成32年度の組織編成に当たりましては、中核市移行に伴う権限移譲事務等を確実に執行できる体制を構築することを基本といたしまして、市民の皆様にとってもわかりやすい組織とするとともに各事務の所管を明確化いたします。

また、部課間の課や係の数、こちらのバランス等にも留意しながら、簡素で効率的な組織を編成することとしてまいります。

続きまして、2ページをごらんください。

組織の数でございますが、部につきましては1増、事務所等につきましては1増、課につきましては3増、室につきましては2増、係につきましては8増、施設につきましては1増でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

まず、表の見方でございますが、左側現行は平成29年度の組織、右側の改正の欄は平成32年度の組織を示してございます。

平成32年度の組織図の下には適宜事務についての説明も記載させていただいているところもございます。また、権限移譲に伴う新規事業につきましては、新のマークを付しております。

それでは、まず3ページの総務部の組織案について御説明します。

こちらにつきましては、平成32年3月で移行事務が終了することから中核市移行推進課を廃止してまいります。

次に、4ページをごらんください。

次に、生活環境部でございます。

まず、環境課を環境保全課に、衛生管理課を衛生事業課に、ごみ対策課をごみ減量課にそれぞれ名称変更いたします。

このうち、環境課と衛生管理課の名称を変更する理由といたしましては、右の効果等の欄に記載しておりますが、権限移譲により今度新たに保健所の保健衛生課の中に環境衛生係というものを設置することとなっております。

市の既存の組織の名称と調整を図る中で市民の皆様によりわかりやすい名称に変更していくため、このたびの名称改正になったものでございます。

ごみ減量課につきましては、これまでごみ対策課で担ってきた一般廃棄物の不適正指導に関する事務につきまして、新たに設置する廃棄物対策課に移管することに伴いまして、ごみの減量化、それから再資源化に関する事務、こういったことを主に担っていく課に変わっていくため、組織の機能にあわせて、市民の皆様によりわかりやすい名称に変更するものでございます。

次に4ページの下段をごらんください。

新たに廃棄物対策課を設置いたします。廃棄物対策課には管理係、不法投棄対策室、不法投棄対策室の中に指導係を設置してまいります。

改正の欄の四角囲みをごらんいただきたいのですが、まず、管理係では権限移譲事務として産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置の許可、使用済み自動車の再資源化に係る業者の登録受け付けを担ってまいります。

不法投棄対策室の指導係では権限移譲事務として産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者に対する措置命令を担うほか、ごみ対策課から移管する残土条例の関連事務や一般廃棄物の不適正処理の指導事務を行ってまいります。

5ページをお開き願います。

保健福祉部でございます。

まず、保健福祉部を福祉部に名称変更いたします。これは新たに設置いたします保健医療部の機能にあわせて、市民にわかりやすい組織名称に変更するためでございます。あわせて、国保年金課も新部である保健医療部に移管いたします。これは医療事務を保健医療部に集約するためでございます。

次に、保健センターを廃止いたします。これは保健センターの機能を保健医療部地域保健課等に移管してまいります。

さらに、平成32年3月に保健所設置の準備が終了するため、現在設置しております保健所準備課を廃止いたします。

次に、5ページの下段をごらんください。

新たに設置する福祉部に、福祉指導課を設置してまいります。この課には指導第1係、及び第2係を設置いたします。各係の機能につきましては、改正欄の四角囲みをごらんいただきたいのですが、指導第1係ではこれまで福祉総務課で担ってまいりました社会福祉法人の指導監査のほか、新たに権限移譲される障害者福祉施設、それから児童福祉施設の指導監査を担ってまいります。指導第2係では現在介護保険課で担っております地域密着型サービス事業所の指導監査のほか、新たに権限移譲される老人福祉施設、それから介護保険サービス事業所の指導監査を担ってまいります。

なお、各施設の指定や取り消しなどの事務については引き続き担当課で担ってまいります。

6ページをごらんください。

介護保険課につきまして、指導係を廃止いたします。右の効果等の欄にございますとおり、指導係を廃止して、地域密着型サービス事業所の指導監査を福祉指導課に移管します。指定及び取り消し事務については新たに設置する管理係に移管するものでございます。

管理係では右の効果等にございますとおり、権限移譲事務である介護保険サービス事業所の指定及び取り消し事務を担うほか、これまで行ってきた地域密着型サービス事業所の指定及び取り消し事務をあわせて担っていくものでございます。

7ページをお開きください。

新たな部となる保健医療部でございます。保健医療部では新たに保健所を設置するほか、保健福祉部から国保年金課を移管いたします。保健所には保健総務課、保健衛生課、地域保健課、保健予防課の4課を新たに設置いたします。

効果等につきましては、これまで保健センターや国保年金課で担ってまいりました地域保健、医療等に関する事務に加え、権限移譲される保健衛生事務を一体的に推進することができるようになるものでございます。

国保年金課の移管につきましても、保健医療部に集約することで、医療事務を一体的に推進することがで

きるようになるものがございます。

続きまして、保健所を構成する各課の説明に移ります。7ページの下段をごらんください。

保健総務課には総務係と医事薬事室を設置いたします。それぞれの機能につきましては、改正欄の四角囲みをごらんください。

総務係では、これまで保健センターの管理係で担ってきた管理機能と新たに移譲されます医師免許、それから歯科医師免許等の15の資格に関する経由事務のほか、統計事務やシステムの維持管理などを担ってまいります。

医事薬事室では、移譲事務であります診療所や薬局の開設許可、立入検査事務等を担ってまいります。

8ページをごらん願います。

保健衛生課でございますが、食品衛生係、環境衛生係、衛生検査係、食肉検査係及び動物愛護センターを設置いたします。それぞれの機能につきましては、改正欄の四角囲みをごらんいただきたいと思っております。

食品衛生係では、権限移譲される食中毒事案の処理、食品営業許可事務及び許可の施設の監視事務並びに食品等の収去事務を担ってまいります。

環境衛生係では、保健センターの予防衛生課でございます犬の登録や予防接種事務等を移管するほか、権限移譲される興行場業、旅館業及び公衆浴場業等の営業許可、報告徴取、立入検査事務などを担ってまいります。

衛生検査係では、権限移譲される食品衛生法に係る事務や、感染症法に基づく理化学検査及び微生物検査事務等を担ってまいります。

食肉検査係では、権限移譲される屠畜場におきます生体検査、解剖前後の検査、それから精密検査等を担ってまいります。

動物愛護センターでは、権限移譲される未登録犬等の捕獲、抑留、迷い犬の飼い主への返還事務、それから動物愛護事業などを担ってまいります。

9ページをお開きください。

地域保健課でございます。

地域保健課には保健センターの2係及び常澄と内原保健センターを移管するほか、保健政策係を設置いたします。各係の機能につきましては、改正欄の四角囲みをごらんいただきたいと存じます。

保健政策係では、保健センター母子保健係及び健康増進係で行っていた計画及び給付事務を移管するほか、権限移譲事務である不妊治療の助成事業を担ってまいります。母子保健係は従前のおりとなります。

健康増進係では、従前の事務のほか権限移譲事務である給食施設等の巡回指導事務を担ってまいります。常澄保健センター、内原保健センターは従前どおりとなります。

10ページをごらんください。

保健予防課でございます。保健予防課には保健センターの予防衛生係を移管するほか、新たに精神保健相談係を設置いたします。各係の機能につきましては、改正欄の四角囲みをごらんいただきたいのですが、まず、予防衛生係では、これまでの保健センターの予防衛生係で担っていた事務を担っていくほか、新たに権限移譲される結核の検査、訪問指導事務、それからエイズ、性感染症の検査、相談事務等を担ってまいりま

す。

精神保健相談係では、これまで保健センターの健康増進係の精神保健に関する相談等の対応事務のほか、新たに権限移譲される医療保護入院に係る事務や警察官通報への対応に関する事務などを担ってまいっています。

11ページをお開き願います。

項目4番、平成31年度の組織についてでございます。

中核市移行に係る準備組織として、現在、中核市移行推進課及び保健所準備課を設置しているところでございます。平成32年度に設置予定の廃棄物対策課につきましては、保健所やそれから先ほど申し上げた福祉指導監査とともに中核市において多くの事務の移譲が見込まれる行政分野となっております。

一方、現在設置しておりますごみ対策課では、新清掃工場の稼働開始に向け、収集体制の統一、それから分別体制の見直し、それから一部事務組合の解散や脱退等、通常行っている事務のほかに多くの事務が発生している状況でございます。そのため、ごみ対策課から産業廃棄物対策の準備事務を移管しまして、新たに廃棄物対策準備課を設置したいと考えているものでございます。

廃棄物対策準備課には準備係のみを設置してまいります。

中核市移行に係る平成32年度行政組織の見直しに係る資料の説明は、以上でございます。

○須田委員長 次に、宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 続きまして、資料⑤、茨城県への研修（平成30年度）案について、御説明をさせていただきます。

研修につきましては、今年度は、獣医師1人、薬剤師2人について、茨城県に実務研修生として派遣しているところでございます。来年度、平成30年度は、中核市移行の2年前になりますが、さらに人数を増加して事務内容の習熟に努めることとしております。

現在の県との協議状況でございますが、来年度は12人の研修予定でございます。このうち、保健所につきましては、今年度採用試験におきまして、獣医師4人、薬剤師3人の採用となりますので、合計10人について研修に従事するものでございます。

また、産業廃棄物対策関係に係る事務につきましても、処理業の許可、施設設置の許可業務の実施のために計2人研修することとしております。

また、職員の相互交流につきましても、平成29年度に引き続きまして、1人、県保健所と市保健センターとの間で進めることとしております。

なお、裏面に平成28年度の研修状況を記載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

また、平成31年度中核市移行前年度の実務研修につきましては、現在協議中でございますので、平成32年度の移行時に十分な体制がとれるよう進めてまいります。

続きまして、行財政改革調査特別委員会資料⑥でございます。水戸市中核市移行の概要について、御報告させていただきます。

こちらにつきましては、昨年の夏に提出させていただいたものでございますけれども、本日の御報告内容経過等の時点の修正をしているものでございます。改訂版となりますので、修正した箇所についての御説明

だけさせていただきます。

まず、14ページをお開きください。

14ページには、研修の平成29年度、30年度の協議中の状況等を載せてございます。こちらについて、新たに追加したものでございます。

次に、16ページでございます。こちら執行体制といたしまして、本日御報告させていただいている内容につきまして案を載せているものでございます。

続いて、17ページでございます。こちらは8といたしまして、施設の設置についてでございますが、中核市移行に伴い、保健所や動物愛護施設の設置が必要となりますので、本概要につきましては、中核市移行に係る取り組み全体をまとめたものとしておりますので、こちらの施設について新たに項目立てして記載しているものでございます。

続きまして、21ページでございます。移行のスケジュールでございますが、こちらも先ほど資料③で説明させていただきました総務省協議スケジュールの1月への変更などについて反映しているものでございます。こちらの中核市移行の概要につきましては、今後も進捗に応じた改正を行いまして、ホームページ等で市民に向けて、公開してまいります。

説明については以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら発言願います。

はい、松本委員。

○松本委員 中核市移行に向けて、水戸市も保健所をつくっていくというようなことで、職員の資格者、国家免許を持った人、医者初め、獣医師、薬剤師等々、異例の6月ごろに何年前からか募集して、何人かもう採用していますよね。

その内訳というのがわかれば、教えていただきたいと思うんです。こういう資格者がもう何人いますよとか、何人募集中何人いますよとかいうような内容等を、僕らはわからないし、今現在はその人たちはどこに行っているのかわからないし、その辺のところの説明をお願いします。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中核市移行に伴いまして、新たな獣医師、薬剤師などの職種が必要となるものでございます。このうち、獣医師、薬剤師につきましては、今年度より獣医師1人、薬剤師2人を採用いたしまして、県のほうに研修に行っているものでございます。

〔「全部で何人だと聞いているのよ」「何人中何人だ」と呼ぶ者あり〕

○宮川中核市移行推進課長 失礼いたしました。

保健所等につきまして、獣医師につきましては、現在の見込みでは全体で18人を……

〔「平成32年度に何人体制でやっているんだかを言えばいいんだよ」

と呼ぶ者あり〕

○宮川中核市移行推進課長 失礼しました。

現在の見込みでは、獣医師の見込みとしまして全体で19人の必要性を見込んでございます。平成30年度までに5人採用しております。今後、平成32年度の移行の段階で、県のほうからの派遣も希望しております。19人のうち、県からの派遣を8人ということで、希望して調整しているものでございます。

32年度までに市としましては、今のところの予定でございまして、11人を採用することで進めております。現在5人の採用でございまして、32年までにあと6人の採用を予定しているものでございます。

こちらは現時点の協議状況でございますので、県の派遣の協議状況等において変わるものでございます。

また、薬剤師につきましては、全体で薬剤師11人を見込んでいるものでございます。このうち、県のほうからは4人の派遣をすることで協議を進めているところでございます。

その結果、市としましては、7人の採用を32年までに行うことと考えてございます。現在5人の採用を済ませてございますので、薬剤師については今後あと2人の採用ということで進めております。

こちらにつきましても、県との協議状況で変更する可能性はございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 今のところ13人ですよ、そうするとね、獣医師だけでも。これからまた募集をして19人、獣医師だけでも、それをあとは2年間のうちに採用していくということになるのかなと思うんだけど、間違っていたら訂正して、ごめんなさい。

それと、あとは、国家免許を持った資格者というものは医師を初めとする、あとは保健所を設置していくのには、何かあるんですか。どういう資格者が要なんですか。

薬剤師は何人と言ったんだっけ。

[「19」と呼ぶ者あり]

○松本委員 薬剤師は違うでしょう。

[「11人」と呼ぶ者あり]

○松本委員 薬剤師11人中何人が雇っているとやったんだっけ、あと2人とやったんだっけ。

だから、あと項目、何があとは必要なのか、何と何と何の資格者が必要なのか、皆さんが行って仕事やるわけにいかないでしょう、保健所の場合。保健所長は誰になるのか。

[発言する者あり]

○須田委員長 ちょっとお待ちください。

宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 説明がわかりづらくて、すみません。

獣医師につきましては、平成32年の段階までに市で11人の確保を現在目指しております。

[「わかっているそれ、そのほかにと言ったでしょう」と呼ぶ者あり]

○宮川中核市移行推進課長 11人。

○須田委員長 それを言うと、また、数字が一緒になっちゃう。19人中11人なんでしょう。じゃなくて、資格はほかにあるのかと聞いているんだよ。獣医師、薬剤師以外に国家資格とかそういう資格を必要な人がいるのかと、いれば教えてくれと。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 保健所につきましては、所長としてまず医師が必要になります。それ以外の部分としまして、例えば、精神保健関係のほうで精神保健福祉士の配置を今検討しております。それ以外としましては、管理栄養士ですとか給食施設などの巡回指導とかそういったものでありますので、今のところはそういった職員の配置を考えております。

○須田委員長 いいですか。

松本委員。

○松本委員 そうすると、資格者は、繰り返すようでしつこいようで申しわけないんだけども、医師、獣医師、薬剤師、その食物安全何とかかんとかと言ったけれども、栄養士とか例えば責任を持った人で資格のある人。

条件を言ってくればいんだよ。

その中で、例えば、獣医師は何人中何人はもう採用していますよとか、薬剤師は何人中何人不足していますよとか、医師は今どうなっているのかとか、交渉中なら交渉中とか、内定しているなら内定していますよとか、というような資格者のその内訳をきちんとお知らせをいただきたいということなんだけれども、簡単なことを聞いているんだよ。別に難しいことを聞いているわけではないと思うんだけども。

○須田委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 先ほどの資格関係なんですけれども、医師につきましては、一応所長のみの採用予定になっておりまして、まだ未定でございます。

〔「何人医師は」と呼ぶ者あり〕

○小林保健所準備課長 医師は1です。所長1名だけになります。

それから、獣医師につきましては、市で確保する分として11人中現在までに採用しているのは1名になります。来年度、平成30年度当初で4名を採用予定になっております。今のところ5人の予定になっております。

それから、管理栄養士につきましては、1名増員の予定で考えておりまして、既に、保健センターに1名いるものですから、1名増員する予定で、それについてはまだ採用は行っておりません。

あと、精神保健福祉士、精神関係の相談業務をやる職員なんですが、これについては2名の採用予定をしておりまして、現在のところはまだ採用は行っておりません。

専門職については以上でございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 それというのはわかるんだけども、お医者さんだから病気にならない、風邪を引かないということというのはあり得ないよね。その副所長的なポストみたいなものというのはないわけ、これは。

例えば、その所長がぐあいが悪くなって、長期欠席とか何かになった場合の対策として、その間のうちの責任は誰が持っていくということになりますか。

〔「委員長ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ちょっと待ってくださいね。また、ごちゃごちゃになっちゃうから。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、松本委員がおっしゃっているようなこととあわせて、実は係が今日出ました。総体的に保健所というのは、何人を想定していて、そのうちにどういう資格を持った人がどこのポジションにどのぐらい必要で、そして、県に依頼している部分がこれだけいて、水戸市としてこれだけ必要になって、保健所全体ではこんなふうな人数が必要ですよというのが、実は私たちにはわからないんです。

だから、お医者さんの数が何人かということもあわせて、せつかくここまでもう組織ができちゃっているんで、想定して、そうすると、仕事の分担も恐らくある程度想定しているんだと思うんです、県と相談して。そうすると、人員配置をどんなふうにして、保健所全体で例えば100人要なのか、200人要なのか、300人なのか、それとも50人で間に合うのか、そのうちに所長さんという人は医者ですよ。獣医師さんは19人ですよ。そのうち、県に8人依頼していますから、あと11人は水戸市がもたなくちゃなりませんよみたいながあると思うんだよ。それを今日せつかくここに出てきたばかりで、これを今からここで論議しろと言われても、なかなか我々は今日書類を見ただけではわからない。

したがって、委員長さんをお願いしたいのは、今後の進め方として、今の話も含めて、口頭だけではなくてやってもらえれば、大変ありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○須田委員長 全体としての図が見えてこないという意見だと思います。その全体図としての図が見えてこないとその組織の編成についてもいろいろな論議ができないということですので、今回じゃなくてでいいですか、改めてで。だから、その全体としてのイメージが湧くような資料を求めるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 じゃ、以上そういうことにさせていただきます。

松本委員いいですか。

そこまではいいですか。

福島委員。

○福島委員 現実には、獣医師がいる、薬剤師がいるどうのこうのじゃなくて、何を取り扱うの。

例えば、飲食店許可の調理師はみんな保健所なんだよ。それから今、犬殺しじゃないけれども、それが水戸市が扱うということだけれども……

〔「扱わない」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 いや、殺しはやらないけれども、浮浪犬を捕らえることで、やることは可能だと思う、動物愛護センターをつくと書いてあるだろうよ。

正直言って、薬剤師だのあれだのといろいろ言うが、この人は何をやるのかと。我々市民にすれば、水戸市の保健所は何を取り扱って、県の保健所とどう違うんだと。それが一番大事なことなんじゃないの。それはみんな知っているの。俺はわからない。

○須田委員長 ちょっとその部分。

伊藤委員。

○伊藤委員 平成32年の開設ということなので、それなりの準備期間ということで、例えば、人材の確保

にしてもさっき言ったように、国家試験というのは来年の3月から4月にかけてあるので、今回採用した人間も未確定な部分で来年資格が取れた時点できちんとした職員になると。この定数の確保はここで明確で、これはいいと思うんですよ。

ただ、今の福島委員が言ったような何かこう特色が生かされていないというか、県のコピーみたいなものが今例えば、水戸保健所のかかわりというのは県のかかわりの中で例えば、城里町であるとか、大洗町であるとか、石岡市を除いてこっち側の保健所の管轄ということで医療業務はやっているわけですよ。その中に水戸市の保健所というのは出てくるわけだよ。

そうすると、例えば、精神福祉士にしてもそうなんだけれども、何かその県の業務を全くコピーするような保健所という、そういうものは基本的に求めていないんですよ。

やはり要するに、政策的にも市民サービスにも若干これ厚くなってくるような。

だから、今福島委員がおっしゃったような、例えば、薬局の開設許可であるとか、飲食の許可であるとか、こういうものは今の保健所の中でもやっていることは要するに踏襲されるわけですよ。そのほかに何の厚みが出てくるんですかという話なんだよ。

例えば、今、精神保健福祉士と言ったけれども、その中に公衆衛生の面はどうするんだと。精神衛生と保健衛生と公衆衛生の部分はどうするんだといった場合には公衆衛生を仕切るというのは公害防止管理者なんですよ、ここは。

例えば、そういう基本的に国家資格というのは結構あって、その中でどういうことを水戸市の保健所の特色としてやりたいかといえ、それに即した国家資格を持った人間を配置していくということが大事であって、今までの例えば、地域包括ケアだとか、そういうものを保健所の所長さんを頭にして、保健所はチームのネットワークを張りながら、それを地域に政策として落とししていくわけですから。よりその保健所の政策が重厚なものじゃなくちゃならないんですよ。

我々が求めているというか、要するに市民が求めているのは、今の保健所のそういう政策行政サービスを越えたところに水戸市の生命安全というか、こういうところを生命と財産を守るような保健所の機能というのが厚みを加えて出てこなくちゃならないんだよ。そのために、今聞いていると、例えば、獣医師が何名、ミートセンターがかかわりがある問題。それから、薬剤師が何名。これはわかりますよ。

だけれども、そのほかにこういう施策に順応できるような人材も加えていくんですよというのを、これからやっぱり2年間の間にきちんとまとめていただいて、今までの保健所の仕事のコピーではなくて、水戸市独自の特色が生かされたより厚みがあって、それで市民サービスが重厚になるようなそういう保健所の体制というのをせっかくこういう形で作っていくわけだから、つくり上げていただきたいというのはもう市民の願いだと僕は思うよ。

そういうことを含めて、きちんとやっぱり人の配置も含めたところにこの薬剤師、獣医師、医師の場合はもちろん、これはきちんとここは必要なので、あれだけれども、それにあわせたところの人員の配置というか、専門知識を持った方の配置というのを、これから十分にその対応も含めて考えていただきたいということを1点だけ申し上げておきます。

○須田委員長 じゃ、今ちょっと整理させていただきますけれども、改めてその行財政改革の中で、全体の

部がわかる資料ということで、今、簡単に言うたそういうことで。内容に関しては、文教福祉委員会に行くのか、行財政改革特別委員会に入るのか、そこら辺も含めて、その資料に関しては請求するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 それは、委員長、副委員長一任ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 はい。以上でお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 茨城県への研修案というのが出ました。それとかかわって、3つばかり聞きたいと思うんですが、1つは、質疑の中で県からの派遣を獣医師であれば8人、薬剤師であれば4人というような御説明がありました。

私はこの保健所設置に関して、本当に大丈夫かという不安を持ちながら、いつも説明を聞いておりますが、医療関係者の人手不足というのは特に茨城県は深刻なわけで、そういった観点からお聞きしたいのは、今回御説明のあった派遣というのは、永続的なものなのか、移行期限定なのかということであります。

茨城県のやっている水戸保健所は水戸市を含め周辺自治体、笠間市も含めて所管しているわけですが、その管轄から最大である水戸市が抜けるということになれば、逆に県は業務量が減ることになると思うんですね。将来にわたって、職員が、言ってみれば余っちゃうということになるのかなというふうにも思うんですけれども、だったら、わざわざ分離する必要があるのかなという議論になっちゃうんですが、ともかく、この県との協議というのはどういうふうに今やっているのかということであります。

それから、所長は医師でなければならないという御説明でしたが、先日も県内の保健所の所長がまたこれも人手不足で兼任ということで、水戸保健所と常陸大宮保健所を1人の先生が見ていると、県内半数の保健所は兼任の医師の保健所長だというふうになっていきますけれども、その点は水戸市は少なくとも専任するというような気構えでやっているのかどうかということであります。

3つ目は、医療の監査だとか食品衛生のチェックだとか、産廃業者に対する指導というのはまさに実地のものでありまして、新人が平成32年4月からついたからといって、できるものじゃないんじゃないかと思うわけですね。相手があることですし、どういった部分で指導しなきゃいけないかというノウハウも含めて、やっぱりかなり厳しい仕事じゃないかというふうに思うわけですが、この県とのその相互交流だとか実務研修で行って、間に合うんでしょうかというふうに思っております。

平成32年度移行期の新体制ですね、水戸市の職員で例えば、ごみ対策課の方が廃棄物対策課に行くとか、あるいはどうなのかちょっとその辺はわかりませんが、まさか全部が新採ということはないだろうというふうに思うんですけれども、そういった移行事務に係る負担というのはこの有資格者の派遣だけでは足りないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その部下になる人も含めて研修しないと、実際は回っていかないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そういったあたりはどういうふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成32年度の執行に当たりましては、ある程度の研修を積んだ習熟した職員が当たる必要があると考えてございます。

そのため、3年前から保健所については研修業務を行うとともに、32年度には県からの派遣をして、十分な体制をしていくというものでございます。

○須田委員長 田中委員、もう一回。

○田中委員 1個1個やればよかったですね、すみません。

要するに県からの派遣というのは、移行期限定なのか、永続的なのかということです。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 申しわけございません。

県からの派遣につきましては、これも協議の段階でございますが、段階的に県からの派遣を減らしていつ、水戸市の職員で置きかえていくということを考えております。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 業務が回り出すかどうかということもあると思うんですけども、その県からのベテランの方が例えば退職してしまうことだって当然あるわけで、そういう場合に本当に機能が十分確保できるのかというのは大きな問題になってくるのかなというふうに思うんです。

もう一つは、所長は専任化するのか、今あちこち兼任で県の保健所ではやっているようですけども、確保の見通しはどうかということです。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの御質問にお答えします。

水戸保健所につきましては、専任で行うこととして進めております。

○須田委員長 田中委員。

○田中委員 それで、さっき3つ目に言ったのは、その人的な体制のこの研修移行期のが出ましたけれども、この獣医師、薬剤師、事務、水質技師程度の研修で間に合いますかということを聞いたんです。

○須田委員長 宮川課長。

○宮川中核市移行推進課長 関係各課と事務内容の精査、あるいは他市事例等を検討しながら、保健所については3年前から、産廃については2年前からの研修を始めたところでございます。

○須田委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○須田委員長 ほかにないようですので、本件については終わります。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時39分 散会